

## 新型コロナウイルス感染症への日本応用地質学会の対応について

我が国における新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが令和5年5月8日付で見直され、2類相当からインフルエンザ相当の5類感染症に変更されました。この見直しを受け、「日本応用地質学会新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（改訂版）」

（※1）は運用停止します。対面での諸会議、イベントの実施に当たっては、引き続き呼吸器感染症（新型コロナウイルス、インフルエンザ、風邪など）を対象とした基本的な感染防止策（手洗い、換気、マスクの効果的な場面などでの着用）（※2）を講じるようお願いいたします。なお、事務局の人数制限も撤廃します。

以上の対応につきまして会員各位のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

2023年5月29日  
一般社団法人日本応用地質学会  
会長 長田昌彦

（※1）「日本応用地質学会新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（改訂版）」URL  
[https://www.jseg.or.jp/00-main/pdf/20211115\\_coronavirus\\_guidline\\_ver02rev2.pdf](https://www.jseg.or.jp/00-main/pdf/20211115_coronavirus_guidline_ver02rev2.pdf)

（※2）新型コロナウイルス感染予防のために  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/corona5rui.html>